

10月1日からの幼児教育・保育の無償化 にかかる市の対応について

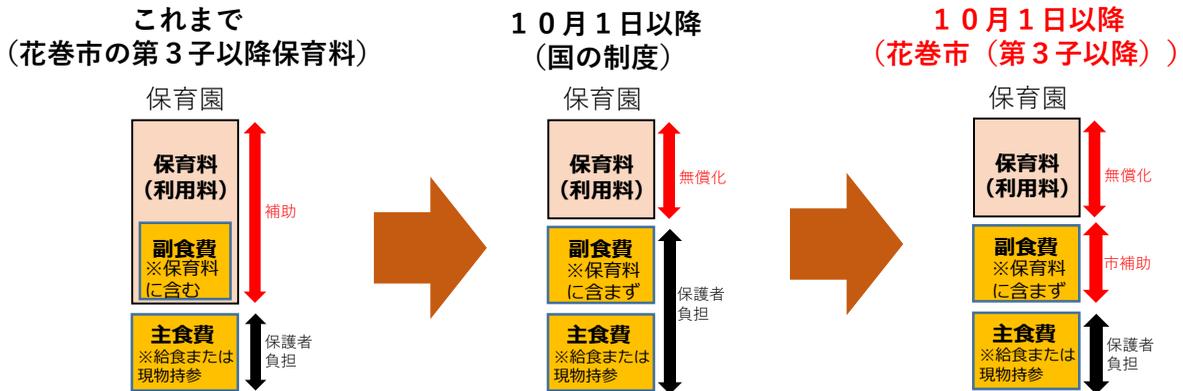
花巻市では本市独自の取り組みとして「第3子以降保育料等負担軽減事業を」を実施してきました。しかし、本年10月1日から国の主導により「幼児教育・保育の無償化」が始まることに伴い、無償化により実質負担が増える世帯が一部で発生することが予想されることから、花巻市独自の取り組みを実施します。また、無償化に伴い3歳児以上の保育料は無償となりますが、これまで保育料に含まれていたおかず代などの副食費は、引き続き保護者の負担となることから、子育て支援の観点から公立保育園に係る副食費の保護者負担を軽減いたします。

副食費に係る支援について

○第3子以降保育料補助事業（市単独事業）について

本市においては、第3子以降の保育料の負担軽減を、国の制度を独自に拡充し、18歳以下の最年長者を第1子として数えて保育料等の補助を行っております。

保育園については、副食費を含んだ保育料を対象に補助を実施していましたが、無償化により3歳児以上の保育料は無償となる一方、副食費については保護者負担とされたことから、当該補助事業により全額補助対象となっていた世帯の一部で実質負担増となる可能性があります。このため、副食費を新たに補助対象経費に加え、無償化に伴う負担増とならないよう支援を行います。

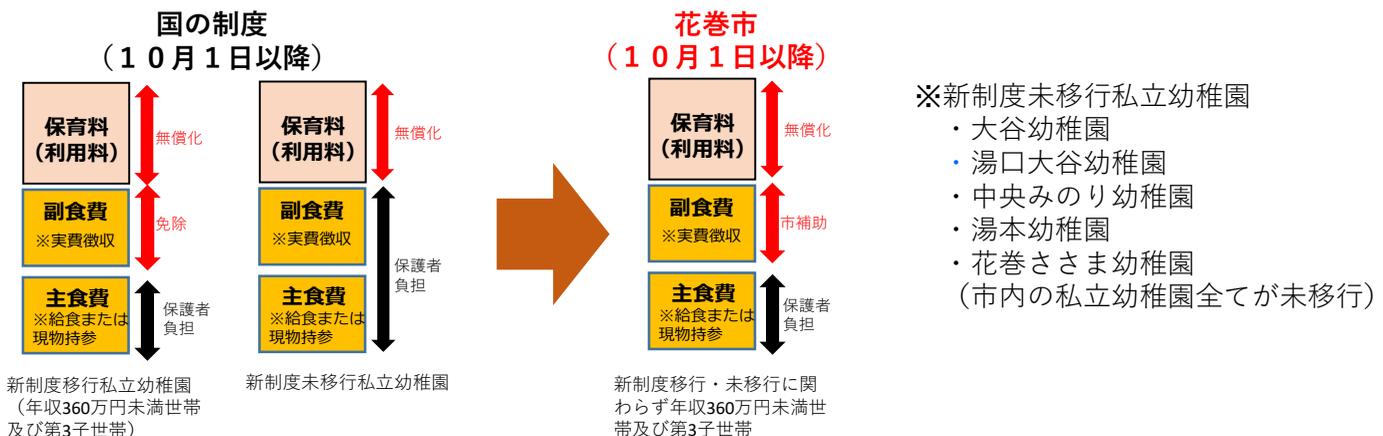


○子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園への副食費に係る補足給付について

また無償化により、保育園、認定こども園及び「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）」移行の幼稚園については、国基準により年収360万円未満の世帯と第3子については副食費が免除となりますが、新制度未移行の私立幼稚園については、この免除の制度が適用されません（自治体が独自に補助を行う場合は国の支援有）。新制度に移行していない私立幼稚園は市内に5園あります。

市では、保護者負担の公平性の観点から、未移行幼稚園の副食費について、保護者の負担が移行済みの幼稚園と同じ負担となるよう副食費への補助を実施します*（次頁補足参照）。

なお、補助にかかる経費は、子ども・子育て支援交付金事業の対象となります。



公立保育園における副食費の徴収額について

公立保育園における副食費については、現在、3歳児以上の副食費が平均で月額5,438円となっているものの、子育て支援の観点から保護者負担は月額4,500円とします。実費との差額は、市が負担いたします。

特定施設 2歳児就園支援費補助事業の継続について

この事業では、保育の必要のない2歳児（4月1日時点で満2歳）が私立幼稚園又は幼稚園から移行した認定こども園に入園した場合、満3歳になる前月までの保育料等について、私立幼稚園就園奨励費補助と同じ基準により一部または全額を補助してきました。

無償化により満3歳からは無償化となりますが、満3歳になるまでは無償化の対象とならないことから、満3歳までの保育料の負担軽減のため、同事業を継続して実施し、これまで同様、保育料等について補助します。

《補足》 私立幼稚園の副食費の概要

		国	花巻市
新制度 移行済私立幼稚園	第1子・第2子及び下記の対象とならない第3子以降の副食費	年収360万未満の世帯を全額免除① ※負担割合 国1/2・県1/4・市1/4	国のとおり
	第3子以降の副食費	基準：小学3年以下の子を第1子として数えて第3子② 所得条件：なし③ 上記に該当する世帯は全額免除 ※負担割合 国1/2・県1/4・市1/4	基本は国のとおり。左記以外で次の基準に該当する場合は、市が下記条件により補助。 基準：高校3年以下の子を第1子として数えて第3子 所得条件：市町村民税（所得割合計額）97,000円以上の世帯 半額補助 ：市町村民税（所得割合計額）97,000円未満の世帯 全額補助
新制度 未移行私立幼稚園	第1子・第2子及び下記の対象とならない第3子以降の副食費	制度上の免除なし ただし、自治体が独自に補助を行う場合、支援を行う	国の移行済幼稚園への基準①に準じて全額補助 （年収360万未満の世帯を免除） ※負担割合 国1/3・県1/3・市1/3
	第3子以降の副食費	制度上の免除なし ただし、自治体が独自に補助を行う場合、支援を行う	国の移行済幼稚園への基準②③に準じて全額補助 （基準：小学3年以下の子を第1子として数えて第3子、所得条件：なし） ※負担割合 国1/3・県1/3・市1/3 上記以外で次の基準に該当する場合は、下記条件により市が補助。 基準：高校3年以下の子を第1子として数えて第3子 所得条件：市町村民税（所得割合計額）97,000円以上の世帯 半額補助 ：市町村民税（所得割合計額）97,000円未満の世帯 全額補助

基本的には国の制度による免除が優先され、国の基準に該当しない者を市の事業で支援するものです

参考資料 1 幼児教育・保育の無償化の概要

参考資料 2 花巻市立保育園における副食費の徴収について

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合があります。

- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、事業所内保育等を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、**一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

- **就学前の障害児の発達支援**を利用する子供たちについても、**3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

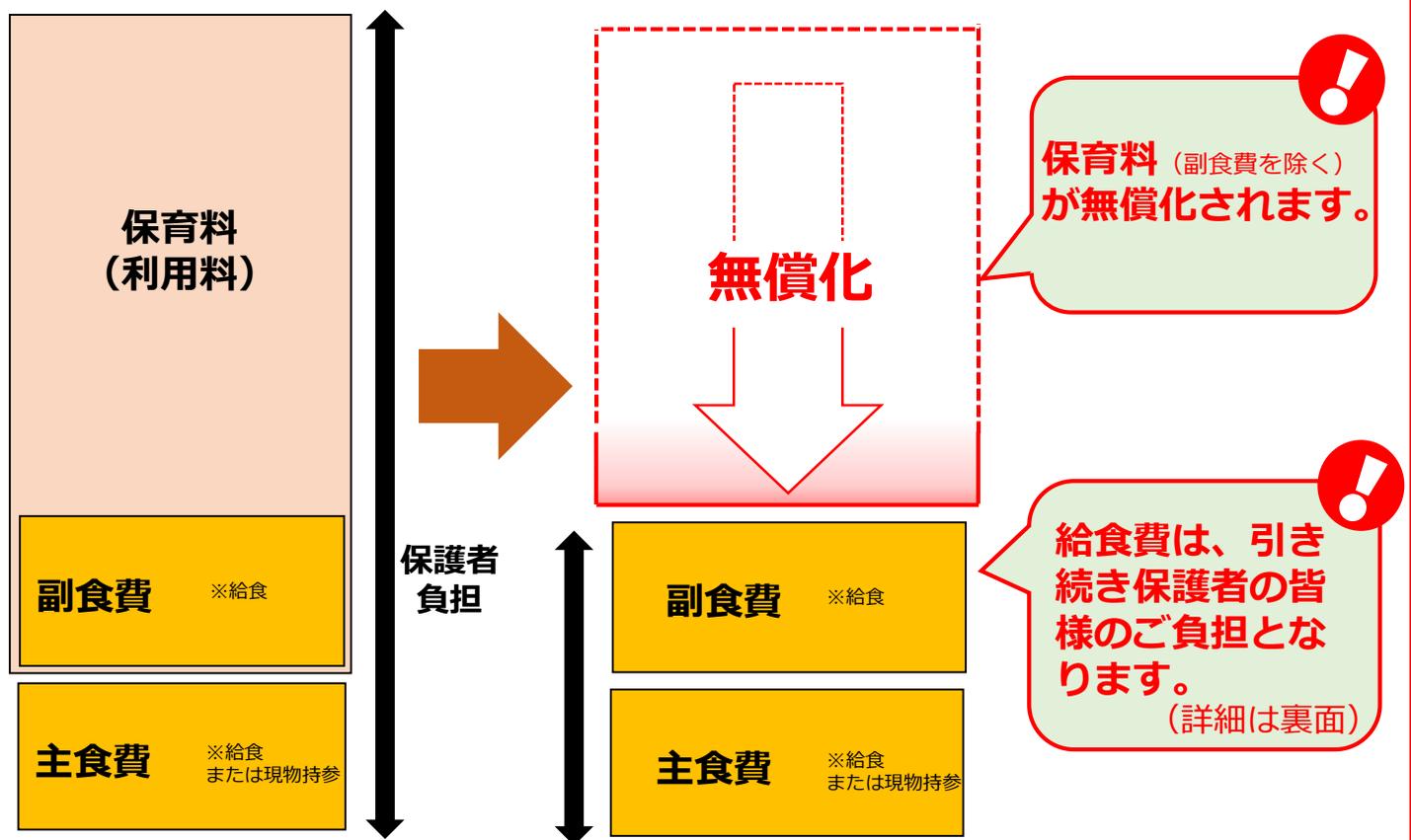
花巻市立保育園 3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

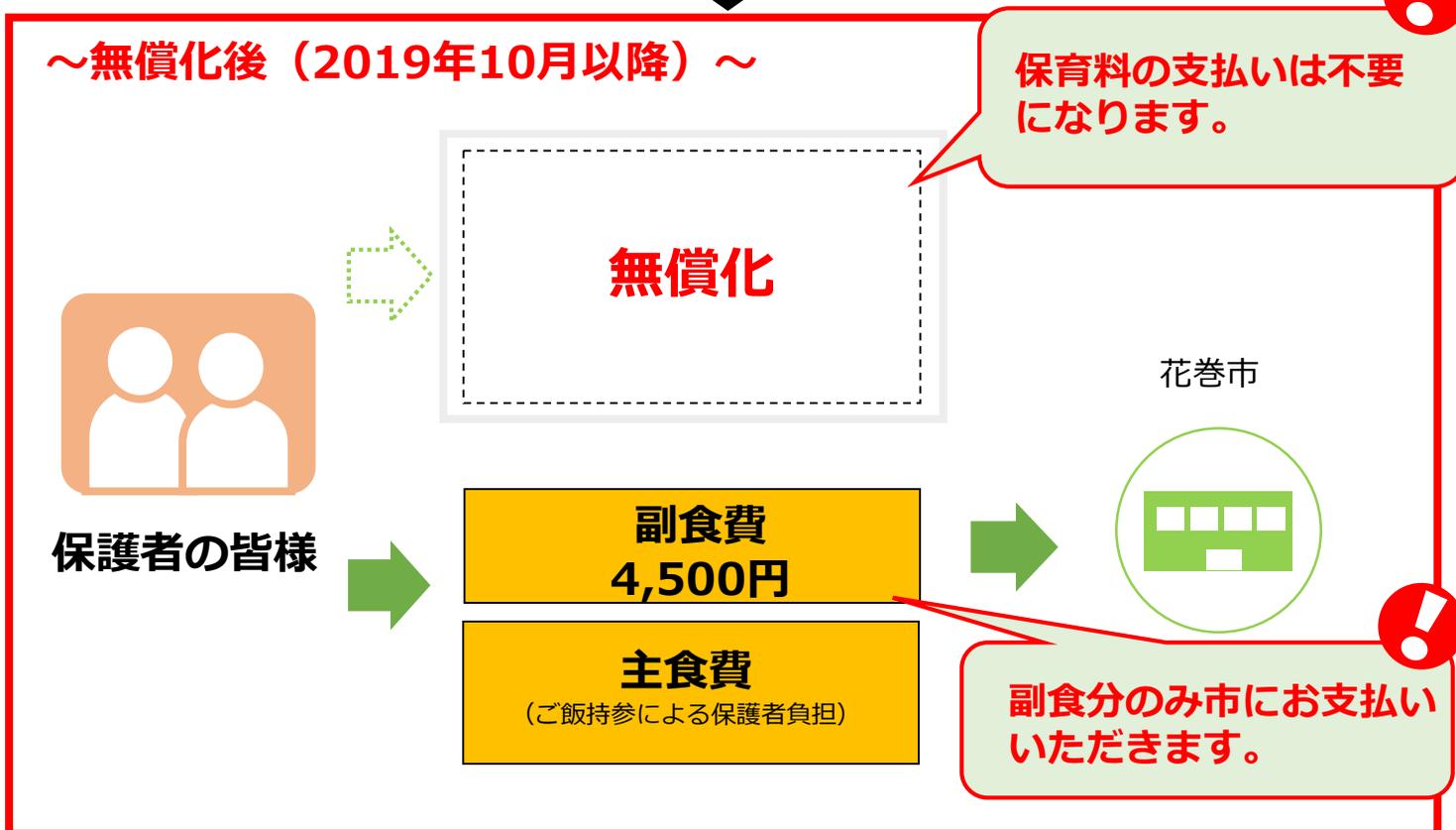
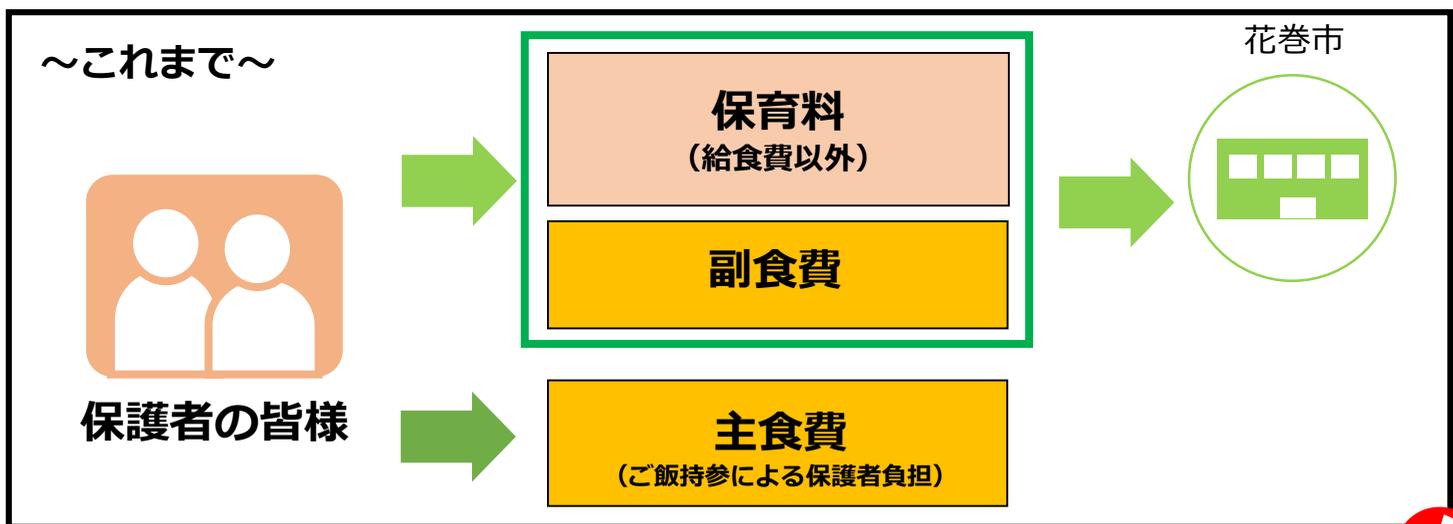
- 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、副食費を除く利用料は市にお支払いいただく必要がなくなります。
- **保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分についてはご飯持参による保護者負担、
 - ・副食（おかず・おやつ）分については、保育料の一部としてお支払いしていただいております。
- 今般、保育料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。無償化に伴い、**今後は、副食分を市にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先：花巻市教育委員会 こども課
TEL：0198-45-1311